



陳情第 25-2 号

市民後見人の育成及び活用を図るために必要な施策
の推進についての陳情書

笠間市 議会議長 殿

平成25年 7 月 26 日

陳情者 茨城県水戸市中央2丁目5-8 第2くわばらビル2階
特定非営利活動法人茨城成年後見サポートセンター
理事長 [REDACTED]



1. 陳情事項

市民後見人（成年後見等業務（後見、保佐、補助の業務）を適正に行うことができる人材）の育成及び活用を図るために必要な次の施策を推進されるよう陳情するものです。

- ①研修等の継続的な実施をとおして、市民後見人を育成すること
- ②育成した市民後見人を、後見等の業務を適正に行うことができる者として家庭裁判所へ推薦すること
- ③後見等開始に係る市町村長申立制度の積極的活用をとおし、市民後見人を後見等業務に数多く登用すること
- ④後見等業務に係る市民後見人からの相談に応じ、助言する等の後方支援を行うこと

2. 陳情の背景

1) 後見等業務の担い手のシフト —親族から他人へ—

成年後見制度がスタートした平成 12 年、新たに成年後見人等に就任した者のうちの 8 割超を被後見人等の親族が占めていました。その後、後見等開始の審判件数が増加を続けているのとは対照的に、後見人等に就任する親族の数は低下を続け、平成 24 年に後見人等の





親族割合が 50 パーセントを割り込みました【図表 1】。後見等業務の担い手が親族から他人へとシフトしてきていることが窺えます。

2) 市民後見人の不足

被後見人等の親族以外で後見人等に就任する人の多くは、法律や福祉の専門職である司法書士、弁護士、社会福祉士となっていますが、今後の後期高齢者人口比率の上昇などを背景として、後見等業務への需要が社会的に高まってくるのが確実となっている我が国においては、成年後見制度を支える後見人等への就任をこのまま専門職にのみ頼り続けるならば、近い将来、人材不足に陥ることが予想されます。

そこで、「市民後見人」と呼ばれる後見等業務を適正に行うことのできる人材を育成し、後見等業務の現場で数多くの市民後見人に活躍してもらうことが社会的要請となっています。その一方で、平成 24 年に後見人等に就任した市民後見人は、131 人に留まっているのが実情です【図表 2】。比率にすると、全体のわずか 0.4 パーセントに過ぎません。



3) 後期高齢者人口比率の上昇

茨城県の後期高齢者人口比率は、平成 42 年までに 20.0%に達すると推計されています【図表 3】。5 人に 1 人が後期高齢者という社会がすぐそこまで近づいてきているのです。

後期高齢者人口比率の上昇は、認知症患者数の増加による後見等業務への需要圧力を高める一つの要因になると考えられます。

4) 精神疾患患者数は増加傾向

認知症を含めた精神疾患通院患者数の推移を見ると、茨城県では、ここ数年増加傾向にあります【図表 4】。精神疾患患者数の増加は、後見等業務への需要圧力を高める一つの要因になると考えられます。

3. 陳情の理由

以上のとおり、今後、後見等業務への需要が社会的に高まっていくことは確実です。成年後見制度を将来にわたって意義深いものとするためには、その重要な担い手である後見人等が不足することがあってはなりません。

とくに、「認知症の人は精神病院や施設を利用せざるを得ない」と

いう考え方から「住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けること」が重視されるようになってきている今日、市民後見人の育成と第一線での活用が急がれます。

認知症患者が住み慣れた地域で日常生活を送るための支援を強化していくことを国も打ち出しており【図表5】、とりわけ、成年後見制度に関しては、すべての市町村で市民後見人の育成・支援組織の体制が整備されることを目標として掲げています。

以上のことから、本陳情書「1. 陳情事項」に示した施策を緊急かつ強力に推進されるよう陳情するものです。



4. 施策推進により期待される効果

「1. 陳情事項」に示した施策を推進することにより、次の効果が期待されます。

- ①市民後見人を確保できる体制を整備・強化することができます。
- ②「住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けること」との理念の下、地域が一体となって進める医療福祉体制の構築を推進することができます。

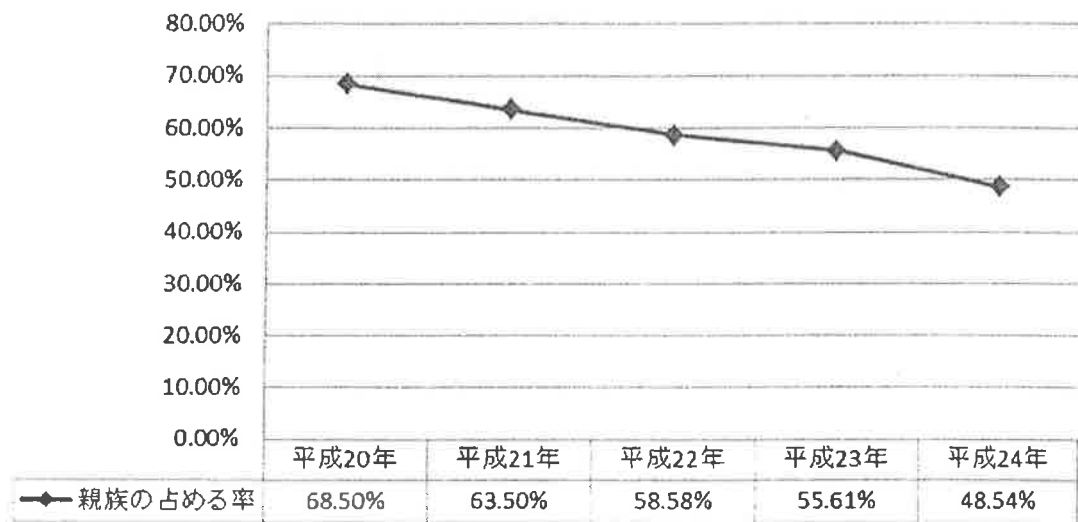
関係資料

- 図表 1 成年後見人等のうち親族の占める率の推移
- 図表 2 成年後見人等と本人との関係別件数
- 図表 3 本県における高齢人口と後期高齢者人口の将来予測
- 図表 4 本県の精神疾患の通院患者数
- 図表 5 認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）
（平成25年度から29年度までの計画）—抜粋—

図表1: 成年後見人等に就任する親族の数は年々減少傾向にあり、平成24年に半数を割った。

調査年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全体(人) (a)	24,964	25,808	28,606	29,522	32,263
うち親族(人) (b)	17,100	16,389	16,758	16,417	15,661
親族の占める率 (b)/(a)	68.50%	63.50%	58.58%	55.61%	48.54%

成年後見人等のうち親族の占める率の推移
(直近5年間)

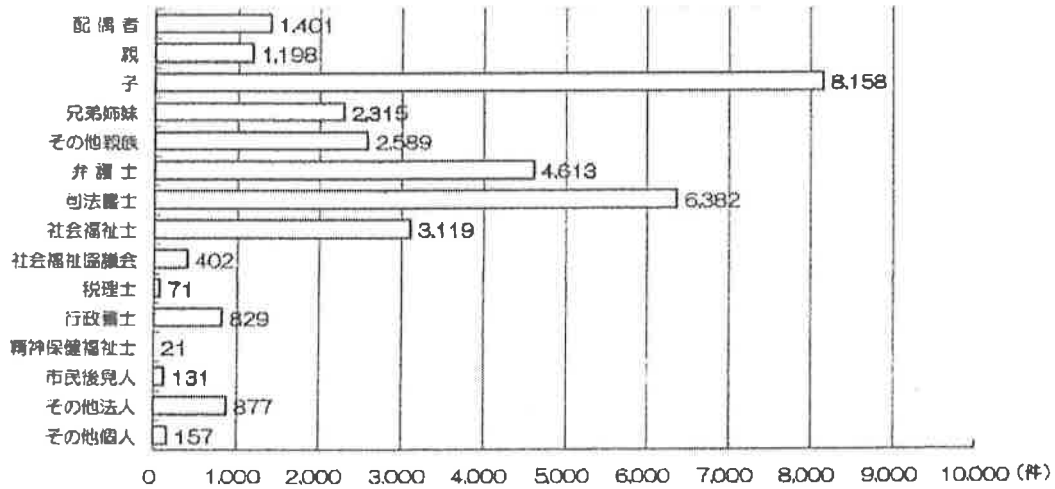


『成年後見事件の概況』(最高裁判所事務総局家庭局)をもとに特定非営利活動法人茨城成年後見サポートセンターが作成。



図表2:平成24年1月から12月までの間に成年後見人等に就任した市民後見人は131人(全体の0.4%)に留まる。

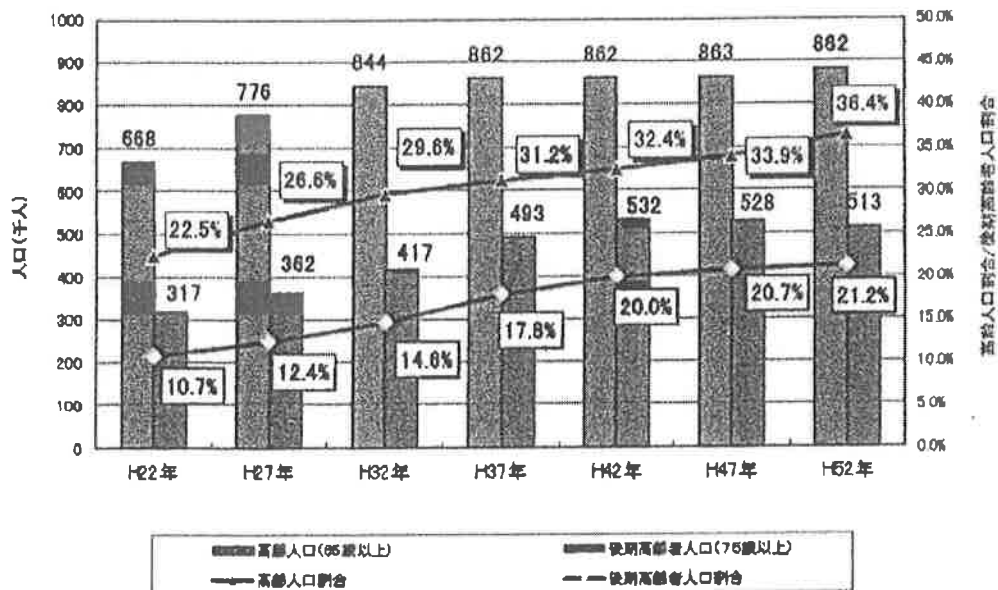
成年後見人等と本人との関係別件数



出典:『成年後見事件の概況ー平成24年1月～12月ー』最高裁判所事務総局家庭局

図表3:茨城県の後期高齢者人口は、平成42年までに53万2千人(後期高齢者人口比率は20.0%)に達すると推計されている。

■本県における高齢人口と後期高齢者人口の将来予測



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成25年3月)」

出典:『第6次茨城県保健医療計画』(平成25年4月)茨城県



図表4:茨城県の精神疾患通院患者数は増加傾向にある。とくに、統合失調症の通院患者数の増加傾向が顕著。

本県の精神疾患の通院患者数

(単位:人)

年 度	20	21	22	23
通院患者数 ^(※)	21,876	22,760	24,031	27,573
認知症等器質性精神障害 (再掲)	734	715	799	851
統合失調症 (再掲)	10,515	10,616	10,637	11,987
うつ病等の気分障害 (再掲)	5,805	6,472	7,292	8,731

※1資料 福祉行政報告例(厚生労働省)(各年度3月末現在)

『第6次茨城県保健医療計画』(茨城県)掲載資料を特定非営利活動法人茨城成年後見サポートセンターが一部修正。

図表5:認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)(平成25年度から29年度までの計画)―抜粋―

5. 地域での日常生活・家族の支援の強化

- 市民後見人の育成・支援組織の体制を整備している市町村数
平成24年度見込 40市町村
将来的に、すべての市町村(約1,700)での体制整備

出典:『認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)』(平成25年度から29年度までの計画)』厚生労働省

